

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書構成

○目次

1. 本検討の背景
 - (1) 特設公衆電話について
 - (2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況
2. 本協議における検討結果について
 - (1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について
 - ① NTT東西から関係事業者に提示した考え方
 - ② 関係事業者からのご意見
 - ③ 特設公衆電話の設置の考え方に関する関係事業者との合意内容
 - (2) 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用負担の在り方
 - ① 協議の実施状況について
 - ② 各社の意見について
 - i. 国や自治体による負担について
 - ii. ユニバーサルサービス基金による負担について
 - iii. 事業者間で負担する方法について
 - ③ 関係事業者間での協議結果を踏まえた今後の方向性

○別紙・別添

- [別紙1-1、1-2 特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込]
- [別紙2 特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方](事業者意見は別添1～3参照)
- [別紙3 特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果]
- [別紙4 事業者間で負担する方法について](事業者意見は別添1～3参照)
- [別紙5 国、自治体等による負担に関するご意見とNTT東西の考え方・事業者間で負担する方法に関するご意見とNTT東西の考え方](事業者意見は別添1～3参照)
- [別紙6 費用負担方法 案3について賛否の状況](事業者意見は別添4参照)
- [別紙7 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の事業者間での負担方法の比較]
- [別紙8 費用負担方法 案4(案1、案3の折衷案)について賛否の状況](事業者意見は別添5参照)

○参考資料

- ・情報通信行政・郵政行政審議会答申(関連箇所抜粋)
- ・合同協議資料(第1回～第7回)、及び議事録

関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書

1. 本検討の背景

(1) 特設公衆電話について

特設公衆電話は、災害等緊急時に避難所等において公衆の通話ニーズに対応するため設置・運用される電話であり、通話料を無料にして提供するものです。

特設公衆電話には、災害等が発生した後に自治体が開設する避難所等に設置して通話の用に供される「事後設置型」と、平時に避難所として指定されている場所等に予め加入者回線を設置しておき、災害等が発生した後に避難所の管理者等がその加入者回線に電話機を接続して通話の用に供される「事前設置型」があります。

(2) 今回の協議に至る経緯と協議の実施状況

NTT東西は、東日本大震災を踏まえ、災害等が発生した後に、速やかに運用を開始できるという利点を有する「事前設置型」の特設公衆電話の設置を進めています。その際、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、自社のみでなく、関係する全事業者で負担することが適切であると考え、具体的には、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことに着目し、公衆電話接続料に含めて回収することとして、平成 25 年度の接続料金を申請しました。

審議会での議論を経て、審議会答申において、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみならず、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」という考え方が示されました。また、同答申において、特設公衆電話の設置について、「関係事業者の負担による取組となる点に加え、消費者団体からの意見にあるとおり、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましい」として、「NTT東西において、平成 25 年 6 月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者に開示

するとともに、関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当。」という考え方が示されました。

こうした審議会の考え方を受けて、NTT東西は、平成25年5月より、関係事業者との間で、計7回の協議及び計5回の意見聴取を行い、特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めるとともに、特設公衆電話に係る費用負担の在り方についても、関係事業者と議論を重ねてまいりました。

なお、平成25年度の接続料金の申請に係るパブリックコメントにおいて、ソフトバンクグループ殿より、「各社における特設公衆電話と同種の災害対策支援活動も含めて検討する必要があるとして、災害時に無償貸与する通信端末に関連する費用の負担方法等についても整理すべき。」とのご意見があったことを踏まえ、これに関する各社のご意見を聴取したところですが、まずは、特設公衆電話に係る負担方法を整理し、その後議論を進めることが適当とされ、本協議の対象からは切り離すこととなりました。

2. 本協議における検討結果について

(1) 特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について

① NTT東西から関係事業者に提示した考え方

NTT東西としては、災害時における通信手段を確保するため、原則、(A)国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難所(学校、公民館等)のうち、各市町村から設置要望があった避難所、及び(B)大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会や自治体等からの設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設を対象に、収容人員100名あたり1台を基本として自治体、施設管理者等と協議の上、設置台数を決定し、特設公衆電話の事前設置を進めていく。

その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮する。

なお、「事後設置型」の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所(特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る)に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置する。

(具体的な設置の考え方、設置台数及び設置見込は、別紙1を参照)

② 関係事業者からのご意見

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込について、関係事業者に情報を開示してご意見を求めたところ、これに反対するご意見はありませんでした。

ただし、実際の設置にあたっては、適正な設置台数になるよう十分配慮すべきというご意見や、設置台数の内訳やコストを開示すべきというご意見をいただきました。(関係事業者からのご意見とNTT東西の考え方の詳細については、別紙2を参照)

③ 特設公衆電話の設置の考え方等に関する関係事業者との合意内容

特設公衆電話の設置の考え方等については、NTT東西から提示した考え方をもって関係事業者間で合意することができました。NTT東西は、関係事業者のご意見を踏まえ、設置台数が過度なものとならないよう、当該考え方に基づき運用していく考えです。また、当該考え方から著しく逸脱する設置要請等が自治体等よりあった場合には、当該考え方に基づく運用について理解を求めていくとともに、設置台数が過度なものとならないよう自治体等との調整に努める考えです。

(2) 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用負担の在り方

① 協議の実施状況について

NTT東西は、平成25年度接続料において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することで総務大臣の認可を受けていることを踏まえ、まずは、当該機能に係る接続料をご負担頂いている関係事業者13社との間で協議を実施し、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担方法についてのご意見を求めました。

その結果、関係事業者間で負担する方法として、

- ・既に認可を得ている公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する案に賛同するご意見

に加え、

- ・端末系交換機を経由するトラフィック比により、当該トラフィックに係る通話の料金設定事業者が負担する案
- ・電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する案

のご提案をいただきました。

また、関係事業者間で負担する方法の他に、国や自治体による負担やユニバーサルサービス基金による負担というご意見もいただきました。

関係事業者間で負担する方法について、公衆電話接続料以外の負担方法のご提案をいただいたことから、端末系交換機を経由するトラフィックに係る接続料を負担している事業者4社、総務大臣より電気通信番号の指定を受けている事業者3社、及びその両方に該当する事業者10社の計17社にも合同協議の対象に加わっていただき、議論を進めました。

② 各社のご意見について

i. 国や自治体による負担について

事業者間協議の中で、災害等発生時に特設公衆電話が利用できることによる直接的な受益者は被災する可能性がある全国民である点等を踏まえ、必ずしも関係事業者間での負担を前提とするのではなく、国や自治体による負担、及びユニバーサルサービス基金による負担についても検討すべきとの関係事業者のご意見を受けて、第一回合同協議から第四回合同協議まで、各社に対してご意見を求めました。

特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、以下の観点から、本来的には国や自治体による負担が望ましいというご意見が 10 社より提示されました。

- ・災害時における被災者の通信確保は、本来的には、国や自治体による防災対策として対処すべきものであること
- ・災害等発生時に特設公衆電話が利用できることになるのは、被災する可能性がある全国民であること

一方で、通信事業者も検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011 年 12 月)において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されてから間もないことに加え、以下の観点から、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を、国や自治体に求めていくことは、俄かには困難であるとして、少なくとも当面の間は、電気通信事業者で負担せざるを得ないというご意見が 4 社より提示されました。

- ・災害等緊急時における通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていると考えられること
- ・特設公衆電話の設置にあたって電話機及び配管コストは基本的に自治体負担となっているところであり、災害等発生時には国や自治体と通信事業者が協力して対応する必要があると考えられること

なお、ソフトバンクグループ殿の求めに応じてNTT東西が実施した「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング」において、ヒアリングに協力していただいた自治体から、「災害等発生時に備えた対応は、国や自治体と通信事業者が協力して実施することが適切であり、電話機や配管コストは自治体が負担し、アクセス回線については通信事業者に協力していただくことで、お互いに分担して災害等に対応していきたい。」等のご意見をいただきました。

(「特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果」(別紙3))

ii. ユニバーサルサービス基金による負担について

ユニバーサルサービス基金による負担については、以下の観点から、3 社より賛

同のご意見が提示されました。

- ・特設公衆電話に係る費用は、広くあまねく負担を求めることが適切であること
- ・既に第一種公衆電話がユニバーサルサービス基金の補てんを受けている事実との整合がとれること

一方で、災害時の通信の確保をユニバーサルサービスに位置付けるためには、事業者間で議論するだけでなく、広く国民全体で議論する必要があるという観点から、特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けた上でユニバーサルサービス基金に負担を求めていくことは、俄かには困難であるとして、少なくとも当面の間は、電気通信事業者で負担せざるを得ないというご意見が2社より提示されました。

iii. 事業者間で負担する方法について

i. ii.における議論において、少なくとも当面の間は、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、電気通信事業者が負担せざるを得ないということで認識が一致したことを受けて、第一回合同協議から第四回合同協議まで、各社に対して事業者間で負担する方法について、ご意見を求めてきましたが、案としては、

(案 1) 現行の公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法に加え、

(案 2) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の端末系交換機を必ず経由することを踏まえ、端末系交換機を経由するトラヒックにより、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担する方法

(案 3) 平時の固定電話、携帯電話の通話を特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数比で、電気通信番号の指定を受けている事業者が負担する方法

の提案をいただきました。

各案に対し、主には、以下のご意見をいただきました。なお、各案の特徴等の比較は別紙4、各社のご意見の詳細は別紙5のとおりです。

なお、NTT東西は、賛同及び反対の社数にはカウントしていません。

(案1) 公衆電話接続料による負担

特設公衆電話は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同等であるという点等で、本案には10社から賛同意見がありました。ただし、このうち9社は、今後の負担方法が国や自治体等による負担に移行することを前提に、短期的には現行の公衆

電話接続料による負担が適切であるというご意見でした。一方で、災害時の通話のための費用を、平時における公衆電話トラフィックに応じて負担することは、受益者と負担者が一致しないという点で、3社から反対意見がありました。

(案2) 端末系交換機を利用するトラフィックによる負担

案2 以外の方法では自らが費用を負担できないとして、1社から賛同意見をいただいた一方で、案1と同様、災害時の通話のための費用を、平時における通話トラフィックに応じて負担することについては、特設公衆電話が代替する災害時の通話トラフィックの構成と平時に端末系交換機を経由するトラフィックの構成が一致せず、受益者と負担者が一致しないという点で、5社から反対意見がありました。

(案3) 電気通信番号数比での按分による負担

災害時の通話確保に係る費用について、電気通信事業者全体で公平に負担するという点や、将来的にユニバーサルサービス基金に移行するという前提に立った場合には、基金の負担と同様、電気通信番号数による負担が適切であるという点で、6社から賛同意見がありました。一方で、選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間で負担の公平性が担保されないという点で、4社から反対意見がありました。

(帰宅困難者対策として設置される場合は案1 避難所に設置される場合は案3の按分による負担)

NTT東西から提示された特設公衆電話の設置の考え方を踏まえると、避難所に設置される場合と帰宅困難者対策として設置される場合では、性質が異なると考えることができる点に着目し、前者は案3による負担、後者は案1による負担とすることが適切であるというご意見が、1社からありました。

③ 関係事業者間での協議結果を踏まえた今後の方向性

今回の事業者間協議においては、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用について、将来的には国や自治体による負担や、ユニバーサルサービス基金による負担が適切であるとするご意見もありましたが、通信事業者も検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、特設公衆電話の設置は「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されていることや、自治体等が配管や電話機のコストを既に負担していること等を踏まえると、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の負担を、国や自治体に求めていくことや、特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けた上でユニバーサルサービス基金に求めていくことは、俄

かには困難であるということで認識が一致しました。

こうしたことから、将来的に国において災害対策の在り方等について改めて議論が行われ、特設公衆電話の取り扱いが見直されない限りは、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については関係事業者間で負担することで合意することができました。

次に、具体的な関係事業者間の負担方法については、短期的には現行の公衆電話接続料による負担が適切であるというご意見があったものの、平成 25 年度の接続料金の認可に係る審議会答申の趣旨を踏まえ、それ以外の負担方法を模索しました。

まず、案2による負担方法とすることについては、

- ・特設公衆電話は、平時の固定電話、携帯電話の通話を代替するものであり、災害時における特設公衆電話の通話は NTT 東西の端末系交換機を必ず経由することを踏まえれば、端末系交換機を経由するトラヒックに応じて、当該トラヒックに係る通話の料金設定事業者が負担することが適切であると考えられる

という観点から提案がなされたものの、公衆電話接続料は、アクセス回線部分の費用も含めて接続料原価を算定しているのに対し、端末系交換機に係る接続料は、トラヒックに連動する費用により接続料原価を算定していることから、本案の考え方、すなわち、特設公衆電話のアクセス回線部分の費用を端末系交換機に係る接続料で負担するという考え方は、従来の端末系交換機に係る接続料の算定に係る考え方との親和性が相対的に低い点や、平時に端末系交換機を経由しない携帯電話間の通話についても、災害時に特設公衆電話で代替される可能性があり、こうした通話が事業者間の負担に適切に反映されない点において課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論となりました。

また、案3による負担方法とすることについては、

- ・特設公衆電話は、災害発生時における最低限の通話を確保するために設置されるものであり、できるだけ多くの事業者により支えていくことが適切であると考えられることから、ユニバーサルサービス基金の費用負担方法に準ずる形での負担方法が適切であると考えられる

- ・特設公衆電話によって便益を受けるユーザは、平時において携帯電話、IP電話、固定電話等を利用しているユーザであることに着目すれば、平時の音声通話に係る全てのトラヒックに応じて按分負担するという考え方をとることは合理的であるところ、平時の音声通話は電気通信番号を有する端末から発信されることに着目すれば、各事業者の利用番号数比で費用按分する方法が適切であると考えられる、また、運用の簡便性の観点も踏まえると、こうした考え方に最も近似し、かつ、既にユニバーサルサービス基金で運用実績のある、各事業者の利用番号数比で費用按分する方法が適切であると考えられる

・「特設公衆電話のアクセス回線に係る費用は、国や自治体が負担することが望ましい」とするご意見や「特設公衆電話をユニバーサルサービスに位置付けて、ユニバーサルサービス基金で負担することが望ましい」とするご意見が、多くの事業者から示されたことを踏まえ、将来、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方」に係る議論が改めて行われ、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」とされていた特設公衆電話の設置が「国等が中心となり取り組むべき事項」と整理された場合には、その費用は国や自治体が負担することになる可能性があるものと考えられる。また、ユニバーサルサービスの対象が見直され、特設公衆電話がユニバーサルサービスに位置付けられた場合には、その費用はユニバーサルサービス基金で負担することになるものと考えられる。このように、国・自治体による費用負担やユニバーサルサービス基金による費用負担への移行の可能性を踏まえれば、補助によって特設公衆電話を支えるという考え方に、より親和性が高い考え方に基づく負担方法を選択することが適切であると考えられる

という観点から、一定の合理性があるとして、多くの事業者から一定の理解が得られたものの、一方で、本案については、法令上の制度に基づく接続料としての費用負担ではなく、関係事業者間の合意に基づく自主的な費用負担になると想定されるどころ、一旦、全ての事業者が本案に合意したとしても、これまでの協議経緯等を踏まえると、当該合意が継続できなくなる可能性があるため、安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でないという点や、本案を採用した場合、選択中継、国際電話等を中心にビジネスを行っている事業者と電気通信番号を有してビジネスを行っている事業者との間で負担の公平性が担保されないという点、公衆電話のトラヒック見合いで費用負担してきた案1と比べると、一部の事業者の費用負担が大きく変動することになってしまう等の点で課題があるとされ、全事業者による合意は困難という結論となりました。(各社のご意見につきましては、別紙6のとおりです)

以上を踏まえ、関係事業者間での調整を更に進めたところ、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の半分を公衆電話のトラヒック見合で負担いただくとともに、残る半分の費用を案3の方法により負担いただく新たな案(案4、内容については別紙7のとおりです)が提案されたことを受けて、改めて関係事業者以案4についての合意(賛同事業者が多い場合には受け入れ)の可否を確認したところ、大多数の事業者から合意する旨の意思表示(賛同事業者が多い場合には受け入れる旨の意思表示、特設公衆電話の設置台数の定期的な情報開示を条件とする旨の意思表示、関係事業者で合意した場合であっても、合意事業者のうち1以上の事業者が費用負担方法の再見直しについて協議したい旨を要望したときは、関係事業者間で改めて協議することを条件とする旨の意思表示を含む。)を

いただいたものの、1のグループ(4社)から、「案3を対象とする原価を2分の1としても、各社にて実施している災害対策について、本来の費用負担のあるべき姿の議論がなされていない中で、特設公衆電話についてのみ、相互接続と無関係に番号数比で他の電気通信事業者が費用負担を行うことは不適切であり、相互接続と無関係な番号数比のような費用負担の扱いについては、ユニバーサルサービス基金を含めた費用負担のあるべき姿の議論を尽くした上で、整理されるべき」として、また、1の事業者から、「案4は案1と案3の折衷案であるところ、案3は、電気通信番号数の指定数の有無や大小により費用負担が異なることとなり、電気通信事業者間で費用負担の公平性が担保できない」等として、それぞれ案4に合意できない旨の意思表示をいただいたことから、案4についても全事業者による合意は困難という結論となりました。(各社のご意見につきましては、別紙8のとおりです)

以上を踏まえ、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、今後、関係事業者間で議論が行われ、事業者間での負担を実現しうる別段の合意が改めて全事業者間でなされない限りは、引き続き、公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法を継続するというので、全事業者の意見が合致したところではあります。

なお、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話のトラフィック見合で負担いただくことにした場合、それを原因とした公衆電話の利用者料金の値上げが懸念される旨、審議会答申においてご指摘いただいておりますが、公衆電話の利用者料金設定事業者においても、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話のトラフィック見合で負担することになったとしても、それを理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることは、当該審議会答申の趣旨に反していることは理解されているところです。

それに関連して、公衆電話の利用者料金設定事業者は、その設定する公衆電話利用者料金の水準を自らのホームページ等において情報開示するとしているところであり、それによって、公衆電話の利用者等は、(NTT東西が接続料金算定根拠において既に情報開示している)公衆電話接続料と公衆電話利用者料金の水準とを比較検証することが可能になるものと考えます。また、NTT東西においては、公衆電話の利用者料金設定事業者を代表して、各事業者が設定する公衆電話利用者料金の水準に係る取りまとめ資料を作成し、各事業者と調整した上で、当該資料を総務省に報告するとともに公表する予定としているところです。

また、審議会答申において検討対象外とされているものの、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用について、国や自治体が負担すべき、或いは、ユニバーサルサービスと位置付けた上でユニバーサルサービス基金による負担とすべきとするご意見が多く事業者から示されたことを踏まえ、今後、国において、大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について幅広い議論が行われ

る際には、総務省等において、特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を、国や自治体による費用負担、或いは、ユニバーサルサービス基金による費用負担とすることについても、改めてご議論いただきたいと考えます。

【東日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設 ^{※1} のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

4,250箇所、11,343台

3. 事前設置見込(H28年度末)^{※2}

24,500箇所、50,000台

※1 現時点においては、首都圏直下型地震を想定し「首都直下地震帰宅困難者対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設又は東日本大震災時に多くの帰宅困難者の滞留実績があった施設が対象となる見込みです。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

【西日本】特設公衆電話の設置の考え方・設置台数及び設置見込

当社としては、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に、特設公衆電話の事前設置を進めていく考えです。その際、近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案しつつ、公衆電話の設置台数が過大なものにならないよう十分配慮します。

なお、事後設置型の特設公衆電話については、災害等の発生により開設された避難所のうち、避難者の通信確保のため自治体から特に設置要望があった所（特設公衆電話が事前設置されていない避難所に限る）に対して、施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上、原則、避難所が閉鎖されるまでの間、設置します。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置台数の考え方
A. 避難所	原則、国民保護法(148条)及び国民保護法施行令(35条)に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
B. 都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等の施設のうち、地震帰宅困難者対策協議会※1または自治体等から設置要望があり、且つ当社と設置に関する協議が整った施設	公共施設、オフィスビル、ホテル、駅等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 但し、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断

2. 事前設置台数(H24年度末)

2,534箇所、6,201台

3. 事前設置見込(H28年度末)※2

15,000箇所、34,000台

※1 現時点においては、「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応中です。

※2 これまでの自治体等との対応状況や設置実績を踏まえて推計したものであり、国・自治体等による防災計画の見直し状況等によって設置見込数は変動します。

別紙2

特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込についてのご意見とNTT東西の考え方 ※敬称略とさせていただきます。

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
設置の考えに賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で異論はない(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話設置の考え方、台数、見込みについては提示された案でよい(T-Systemsジャパン) ・特設公衆電話の設置の考え方、設置台数、設置見込については、現時点では、特に異論はない(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の設置場所ポリシーについては、利便性並びに公平性の観点から、目的をみたしていることから適当(プラステル/ZIPTelecom) ・特設公衆電話を避難所や帰宅困難者対策拠点へ設置するとの考え方については、基本的には異論はない(NTTドコモ) ・設置台数、設置見込みについて意見はない。設置場所について、第三回合同協議資料2-1の設置基準に賛同(NTT-ME) ・第3回合同協議にて示された範囲内でNTT東西が設置される限りにおいては、設置の考え方については異議はない(KDDI) 	
過度な設置とらないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な設置台数とし、過度なコストとならぬようにすべき(NTTコミュニケーションズ) ・コストを事業者負担とする場合を鑑み、適正な設置台数になるよう配慮すべき(NTT ぷらら) ・近隣の街頭公衆電話の設置状況等を勘案し、公衆電話の設置台数が過大とならないよう十分に配慮すべき(フュージョン・コミュニケーションズ) ・設置の考え方等については特に異論はないが、特設公衆電話が必要以上に過剰設置されないよう、十分配慮すべき(CTC) ・設置の考え方、設置台数、設置見込みについては特に異論はない。実際の設置にあたっては、設置台数、コストが過大なものとならないよう十分配慮すべき(K-OPT) ・特設公衆電話に係る費用負担方法が明確でない現時点において、その費用が際限なく拡大しないように、設置場所や設置数について、一定の基準を設けることについて賛同(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・自治体からの要請等による特設公衆電話回線の新規設置や回線増設等の費用については、自治体負担も含め協議を行うことを条件として、対応すべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・第3回合同協議で示された範囲を超えて設置する場合は、関係事業者とその費用負担の在り方について協議が必要(KDDI) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話については、災害時における通信手段を確保するため、以下の考え方を基本に事前設置を進めていきますが、設置台数が過度にならないよう配慮していく考えです。 ・なお、以下の考え方から著しく逸脱する設置要請等があった場合には、当社の設置の考え方について理解を求めるとともに、過度な設置台数とならないよう、自治体等との調整に努める考えです。 <p>(事前設置の考え方)</p> <p>施設収容人数100名あたり1台を基本とし、自治体(施設管理者等)と協議の上決定。</p> <p>但し、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断。</p>
利用者が混乱しないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部における帰宅困難者対策拠点への設置について、東日本ではコンビニエンスストアが設置対象となり、西日本では設置対象となっていない。東日本エリア・西日本エリアで統一した施設とすることで、利用者が混乱しないよう考慮すべき(UCOM) ・利用率を上げるためにも「設置場所のルール(コンビニであればセブンに統一するなど)」並びに「設置場所の利用者への広報」について、もう少し掘り下げて検討すべき(プラステル/ZIPTelecom) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な設置基準については、NTT東日本とNTT西日本で統一した考え方を持っておりますが、設置の最終判断はあくまで設置場所の管理者に委ねられることから、結果的に設置状況に差が生じることはありうるものと考えております。なお、コンビニエンスストアに関して東西差が生じている理由は、現時点、帰宅困難者協議会等の構成企業等に差異があることによるものです。 ・平常時の広報については、各自治体様や施設管理者様に対して、広報誌等における周知を、可能な範囲で、お願いしていく考えです³

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
設置台数やコストを開示すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・設置台数、設置見込みについては、設置の考え方にある「A. 避難所」「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」の区分別に内訳を提示の上、コストについてもそれぞれの区分に分けて算出すべき(K-OPT) ・設置台数及び設置見込について、「A. 避難所」、「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」ごとの内訳と、各々に係るコストを提示すべき(東北インテリジェント通信) ・H28年度末の設置見込数の算定の考え方を定量的に示すべき(KDDI) ・設置見込台数が変動する場合、コストへの影響が想定されるため、適宜、情報提供をしてほしい(NTTぷらら) 	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度末の事前設置台数、及び、現時点でのH28年度末の事前設置見込みにおける「A.避難所」と「B.都市部における帰宅困難者対策拠点」の内訳は以下のとおりです。 「A.避難所」 東日本 9,515台(H24年度末) 43,500台(H28年度末見込) 西日本 6,201台(H24年度末) 34,000台(H28年度末見込) 「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」 東日本 1,828台(H24年度末) 6,500台(H28年度末見込) 西日本 0台(H24年度末) 200台(H28年度末見込) ・特設公衆電話のコストについては、「A. 避難所」と「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」で1台当たりのコストは同じとみています。(1台あたりコスト:約1,700円/月、H23年度実績) ・H28年度末の設置見込については、対象となる施設数に、現時点の設置要望を加味して算出したものであり、今後の国・自治体の防災計画等により変動するものと考えていますが、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
事業者負担が公平かつ過度にならないよう配慮すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、事業者の負担費用が想定よりも増加する状況が生じた場合には、改めて議論をすべき(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前述のとおり、過度な設置台数とならないよう配慮していく考えです。また、今後、大きな変動が見込まれる場合には、適宜、関係事業者様にご案内させて頂き、必要に応じて協議させて頂く考えです。
平常時は休止扱いとしコストを削減すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・回線費用については、避難所が開設させている期間(実利用期間)のみ費用が発生する。それ以外の平常時は、「休止回線扱い」とする等の考え方はできないか(フュージョン・コミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前設置型の特設公衆電話は、災害等発生時において、特設公衆電話を設置している施設の管理者等が電話機を取り付けるだけで、即座に利用可能とすることが求められてものであることから、休止回線扱いとすることは適当でないと考えます。なお、事後設置型の特設公衆電話については、ご指摘のような対応をさせて頂いているところです。 4

特設公衆電話の費用負担に関する自治体ヒアリング結果

自治体	ご意見
A町	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、自治体としても被災者のために最大限の支援を行うが、<u>インフラサービスを提供している事業者にも、最大限の努力をお願いしたいと切に思っている。</u>
B町	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対しては<u>官民お互いにそれぞれで、できうる最大限の支援を行うべきと考えている。</u> 今回の施策については、大変ありがたい。
C市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>電話機や配管費用の負担だけでも厳しい状況の中、これ以上のコスト負担は困難。</u>
D市	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの中でも特に<u>ランニングコストの費用負担を求めるのであれば、特設公衆電話の設置をこれ以上行うことは難しい。</u>
E市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無償のものを有償に切り替える場合、役所では予算化の説明、議会審議などのハードルが高い。</u> ・しかし、国レベルで議論の結果、有償とすることに世論の機運が高まって、<u>国の方針が固まれば、自治体としては従わざるを得ない。</u> ・とはいえ、<u>通信事業者でも、設置費用はかなりのものだと思うし、それを通信事業者の費用で全て賄うのも無理があると思う。</u> ・もし有償になる場合、<u>特別交付金のような形で、国から自治体に必要な費用をつけてもらうのが一番望ましいと思う。</u>有償となると、<u>予算の都合上、設置できない自治体も出てくると思うので、公平の観点からは、交付金が適していると思う。</u>

事業者間で負担する方法について

	【案1】 公衆電話接続料による負担	【案2】 GC付加チャージによる負担	【案3】 電気通信番号数按分による負担
接続機能	公衆電話発信機能	端末系交換機能に追加	新設(現行該当する機能なし)
負担の考え方	・利用の態様に着目し、災害時における街頭公衆電話と同等であることを踏まえ、公衆電話の料金設定事業者で負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び災害時における特設公衆電話の通話はNTT東西の加入者交換機を必ず経由することを踏まえ、GCを利用する事業者がトラヒックに応じて負担	・受益者に着目し、平時の固定電話、携帯電話の通話の特設公衆電話で代替していること、及び平時における当該通話は、電気通信番号を有する端末から発信されることを踏まえ、電気通信番号数の指定を受けている事業者間指定を受けている番号数に応じて負担
特徴	・現行(H25年度適用AC)と同じ整理 ・需要の減少により上昇を続けている公衆電話接続料の更なる上昇要因となる	・現行の接続約款における端末系交換機能にGC交換機を経由するトラヒックで負担する新たな機能を追加 ・対象事業者が拡大	・電話番号数で負担する新たな機能を設定する必要あり ・対象事業者が拡大 (ユニバーサルサービス基金の負担対象事業者とほぼ同)
単価推計	特設公衆電話見込コスト(17億円)を現行の帰納物数(通信時間・番号数)で除した推計値 〔現行のコスト(2.2億円)×設置台数伸び率(7.7倍:8.4万台÷1.1万台)÷17〕 (H28見込) (H24.9実績)		
	12. 535円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):6,781千時間	0. 047871円/3分(東西合算) 総通信時間(H23実績):1,775,593千時間	0. 667円/番号・月(東西合算) 番号数(H25.2実績):2.12億番号
(参考) 25年度接続料等	<アナログ公衆電話発信機能> (特設公衆電話コストを除く) 東日本:221. 82円/3分 西日本:195. 98円/3分	<端末系交換機能(LRIC・H25AC)> 東西均一:5.29円/3分	<番号単価(H25年度負担額)> 3円/1電話番号・月

論点	事業者様のご意見
国、自治体による負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべき(CTC) ・特設公衆電話に係る費用は国、自治体で負担すべきであり、総務省への報告書もそのような内容をいれるべき(KDDI) ・本来は国や自治体の災害対策費用等での予算措置により取り組むべき(九州通信ネットワーク) ・特設公衆電話の設置に係る費用については、国・自治体などが負担することが適当(エネルギー) ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆電話に係る費用は、本来、大規模災害対策として、国や自治体が負担すべき(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話の費用負担について、事業者が負担するのは経過措置であることの意志表示として、「国、自治体による負担検討」の依頼は必要(フュージョン・コミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置による直接的な受益者は被災者(被災する可能性のある全国民)と考えられることから、本来は当該費用は国や自治体による負担が望ましい(NTTコミュニケーションズ) ・特設公衆電話の設置に係る受益者は利用者(平時において固定電話等による通話サービスを利用しているすべての国民)であることから、費用については国・自治体による負担が最も望ましい(NTTぷらら) ・特設公衆電話の費用負担については、まずは発信利用者負担(受益者負担)が適当と考えます。合理的理由によりそれが適切でない場合は設置の要請者が負担すべき。したがって、NTT東西が、自社の取り組みとして設置する場合は、NTT東西が負担されるべきであり、国、自治体が設置を要請する場合は、国、自治体が負担されるべき(STNet)
国、自治体による負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・国、自治体による負担については、実務的な作業の落とし込みが困難(KVH) ・国、自治体による負担については、特設公衆電話から発信される各呼における通話内容が必ずしも緊急事態に基づく公共性の高い通信であるとは特定できないことを勘案すると、妥当かどうか判断しがたい(NTT-ME)
ユニバーサルサービス基金による負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的には、国・自治体による負担またはユニバーサルサービス基金による負担とすべき(UCOM) ・特設公衆の費用負担にあたっては、事業者のみで負担する形ではなく、現在のユニバーサルサービス基金のように広くあまねく負担すべき(ジュピターテレコム) ・最終形としては、ユニバーサルサービス基金による負担が適当。現行のユニバーサルサービス料の補てん額の過半は、第一種公衆電話の赤字負担であり、特設公衆電話の費用も同列と考えられる(フュージョン・コミュニケーションズ)

論点	事業者様のご意見
ユニバーサルサービス基金による負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル基金による負担は、費用を負担する事業者が一部に制限されることから、公平性の観点から疑問が残る(NTT-ME) ・2012年3月総務省公表の「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方(答申)」において「ユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである」とされていることを踏まえ、ユニバーサル基金による負担ではなく、公衆電話接続料として負担することが望ましい(NTTドコモ)
事業者における負担は暫定的な措置とすべき	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による按分負担は、暫定的な整理である旨も、あわせて明記すべき(NTTコミュニケーションズ) ・行政が負担することを前提として、暫定的に(1~2年)、関係する電気通信事業者において負担することは、止むを得ない(東北インテリジェント通信) ・「NTT東西殿より自治体に対して、自治体負担も含めた費用負担の在り方について協議要請すること」も提言に含めるべき(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・国・自治体による費用負担と整理するまで相当な期間を要することが想定されるため、暫定的な対応として、事業者負担により特設公衆電話の事前設置を進めることはやむを得ない(NTTぷらら)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・合同協議の結果として、総務省殿へご報告頂くことで異論はない(ブラステル/ZIPTelecom) ・具体的にいずれかの方法による負担の検討を促すメッセージにすべき(T-Systemsジャパン)

論点	NTT東西の考え方
<p><u>国、自治体による負担及びユニバーサルサービス基金による負担</u></p>	<p>・特設公衆電話は災害等緊急時に利用される点や自治体等の要望に基づき設置される点を踏まえると、関係事業者様のご意見にあるように、国、自治体等による負担という考え方もありうると考えますが、当社としては、災害等緊急時の通信の確保については、電気通信事業者もその責務を負っていると考えており、国、自治体等のみならず、民間企業も協力・分担して様々な対応を行っていく必要があると考えます。</p> <p>特設公衆電話の設置については、当社を含む関係事業者が検討に参加した「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(2011年12月)において、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」と整理されているところであり、当社としては、現時点において、これについて国、自治体等が費用負担するよう求めていくことは考えておりません。</p> <p>しかしながら、今回の協議において、国、自治体等による費用負担を求める声が多数あがったことについては、総務省への報告書に記載させて頂く考えです。</p> <p>・なお、第2回合同協議において、ソフトバンクグループ殿より、自治体に費用負担するよう打診した場合の反応について情報共有するよう求められたことを受けて、一部の自治体にヒアリングを行ったところですが、別紙3にあるとおり、追加負担に応じて頂けた自治体はなかったことにも留意する必要があると考えます。</p>

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

事業者間で負担する方法に関するご意見とNTT東西の考え方

※敬称略とさせていただきます。

論点	事業者様のご意見
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>案1 公衆電話ACによる負担に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暫定期間においては、既に運用が開始されている「公衆電話ACによる負担」で問題ない(UCOM) ・災害時には優先的な通信の確保ができる街頭公衆電話と同等と捉えて、案1の公衆電話機能が妥当(フュージョン・コミュニケーションズ) ・事業者間で負担する方法は、暫定措置と考えていることから、既存の制度や運用等へ影響が少ない現行の「公衆電話ACによる負担」を採用することについて異論はない(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム) ・将来的には徴収方法は変わるかと思うが、特設公衆電話の機能は現在の公衆電話の位置づけと同様の機能を有することから、当面は「案1」で賄うことが適当(ブラステル/ZIPTelecom) ・(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、(帰宅困難者対策用の)特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当(K-OPT) ・特設公衆電話設置により発生する呼の受益者は、料金設定事業者であることから、特設公衆電話発信呼の料金設定事業者となる公衆接続料負担事業者が当該コストを負担することは受益者が当該コストを負担するものであり合理的な整理。加えて、接続料を料金設定事業者が負担するとの従来の事業者間精算の考え方とも整合性があること、及び他の示された案と比較しても精算システムへの影響が軽微であり早期に結論を得ることが求められている状況を踏まえ、当該コストを公衆接続料として負担することが現実的であり望ましい(NTTドコモ) ・短期的に現行の「公衆電話ACによる負担」という手法が採用されることに特段の異論はない。平行してより望ましい負担方法の議論を関係事業者間で深め、「公衆電話ACによる負担」の持続可能性の検証とともに、必要に応じ負担方法の見直しを行うという進め方が現実的(KDDI)
	<p>案1 公衆電話ACによる負担に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぷらら) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案1は、平時の公衆電話利用者と災害時の特設公衆電話利用者(受益者)が必ずしも一致しないことや、年々上昇している公衆電話ACが、本費用の加算でさらなる値上げとなることにより、今後、公衆電話料金設定事業者による吸収が困難となり、結果的に公衆電話料金値上げ等で公衆電話利用者が負担する形となる可能性が高まること等を考慮すると、公衆電話料金設定事業者のみに費用が転嫁される同案は、望ましくない(NTTコミュニケーションズ)

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

論点		事業者様のご意見
事業者間で負担する方法	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に賛成	<ul style="list-style-type: none"> ・発信課金のみ【案2】GC付加チャージによる負担とすべき(TTM)
	案2 GC(端末系交換機)を利用するトラヒックによる負担に反対	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の機能の利用者だけがその費用を負担する案1、案2は適切ではない(NTT-ME) ・案1および案2は、平時における一部のトラヒックにより生じるACへ転嫁するという考え方であり、費用を負担する受益者が一致しない(NTTぶらら) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない。案2は、特設公衆電話の通話はGC交換機を必ず経由することからGCへACを付加するものだが、代替される通話は、平時の固定電話や携帯電話であるにもかかわらず、当該通話の接続形態において、GC接続を多く有する事業者の負担額が結果的に多くなることから、公平な負担であるか議論が必要(NTTコミュニケーションズ) ・ヒストリカルなNTSコストを接続料で回収することについての整理に時間を要する(KDDI)

論点	事業者様のご意見
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>案3 電気通信番号数比での按分による負担に賛成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案3はユニバーサル基金の負担方法と同じ考え方であるため最良の案(T-Systemsジャパン) ・今後、ユニバーサルサービス基金による負担に移行するという前提に立ち、移行しやすい案3が現実的(ジュピターテレコム) ・暫定措置として検討する事業者間で負担する方法については、電気通信事業者全体で平等に負担することが妥当であることから、案3が適当(九州通信ネットワーク) ・案1、案2は、トラヒックに依存しないNTSコストである特設公衆電話のアクセス回線の負担方法としては馴染まないため、案3による負担が適切(NTTコミュニケーションズ) ・特設公衆電話による受益者を、発信者だけでなく着信者も含まれると考えれば、公衆網の利用者全体で費用負担を按分する方法の案3の考え方に賛同(NTT-ME) ・平時において固定電話等通話サービスを利用している国民が特設公衆電話の利用者(=受益者)となることから、電話番号数で案分する案3が妥当(NTTぶらら) ・特設公衆電話に係る事業者間の通話料および接続料を無料とする場合は、電気通信事業者全体での負担となることから、現時点では、「電気通信番号数比での按分による負担」が概ね妥当(東北インテリジェント通信) ・案3の場合、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信すること(つまり各端末のバックアップとして(避難所における)特設公衆電話が機能する点)を踏まえると、電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性がある(K-OPT)
	<p>案3 電気通信番号数比での按分による負担に反対</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Pager事業は、受信信号がPager着信番号のみであるため該当しない(TTM) ・受益者の受益の度合いや、受益者とコスト負担事業者の関連性が必ずしも明確でないと考えられることや、「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・電気通信番号按分の場合、選択中継、国際電話等、電気通信事業者としてビジネスを行っているにも関わらず、番号を持っていない(番号が少ない)ことにより費用負担しなくてもよい(費用負担の割合が少なくなる)事業者が発生する点が、公平性の観点から課題(K-OPT) ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要すると考えられ、また、現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相應の体制構築が必要(KDDI)

論点	NTT東西の考え方
<p>事業者間で負担する方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、特設公衆電話は、①被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、②特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者様の理解が得られにくいことから、案1の公衆電話ACに含めた形での費用回収が適切であると考え、平成25年度の接続料金を申請しました。 ・議論を経て、審議会から示された考え方では、「特設公衆電話について、関係事業者間で当該費用を負担することは適当であるものの、今後、公衆電話は撤去により台数が減少傾向にあり、その費用は減少していく一方、特設公衆電話は増設予定のため、その費用は増加が見込まれる。このため、仮に今後も、特設公衆電話に係る費用が公衆電話機能の接続料原価に算入され続ける場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。そのため、今後の負担の在り方については、関係事業者間で、公衆電話の利用者料金のみで転嫁されないように留意しつつ、接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討することが適当。」とされたところです。 ・以上を踏まえ、今回の事業者間協議において、関係事業者様から新たに提案された案2、案3による負担方法とすることで、関係事業者様から賛同が得られるのであれば、当社としても、それら負担方法を採用することに賛同させて頂きたいと考えています。 ・当社としては、平時に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平時の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者(特設公衆電話の受益者)に対するサービス提供事業者が費用を負担して頂く案2、案3は採りうる案であるものと考えます。

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添1 報告書別添2 報告書別添3 参照

論点		事業者様のご意見	NTT東西の考え方
<p>事業者間で負担する方法</p>	<p>「A. 避難所」「B. 帰宅困難者対策」の負担方法は分けて議論すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「A. 避難所」に設置される場合は、平時の固定電話(IP電話含む)、携帯電話の通話を(避難所における)特設公衆電話が代替し、尚かつ、当該通話は電気通信番号を有する端末から発信することを踏まえると、案3の電気通信番号按分により当該費用を負担することには一定の合理性があると考え、「B. 帰宅困難者対策」として設置される場合は、災害時に駅等に既に設置されている街頭公衆電話では不足する分を補う役割である点を踏まえると、特設公衆電話通話は、平時の公衆電話の通話をバックアップするものであると考えられることから、街頭公衆電話の費用負担方法と同様に案1が適当であると考え(K-OPT) ・「B. 都市部における帰宅困難者対策拠点」については、エリアが限定されることから、同様の負担方法としてよいか、更なる検討が必要(東北インテリジェント通信) ・特設公衆電話のうち、避難所に設置されるもの、帰宅困難者対策拠点到設置されるものの費用負担のあり方について分けて整理すべき(CTC) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、又は、帰宅困難者対策拠点到設置される特設公衆電話については、どちらも被災者の通信を確保するという観点からは同一のものであると考えており、例えば、帰宅困難者が特設公衆電話を利用する場合、平時の携帯電話の通信の代替であるケースも多数想定されることから、敢えて、2つのケースを分けて考える必要は無いものと考えます。
	<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間負担を採用にあたっては、3案の内容次第で、負担額にどの程度の影響がでるか把握した上でフェアな判断がなされることが望ましい(KVH) ・電話料金の負担は、発信利用者負担が原則だが、何らかの合理的な理由で受益者負担が好ましくない場合は設置の要請者負担とすることが適当(STNet) ・現時点で費用負担方法を議論するのは時期尚早(STNet) ・通話部分も含めた全体の費用を誰がどのように負担すべきか検討していく必要がある(STNet) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、平時に固定電話、IP電話、携帯電話等を利用している者が、災害等緊急時にそれらが利用できなくなった際、最低限の通話手段を確保するために特設公衆電話を利用することになることに着目すると、平時の固定電話、IP電話、携帯電話等の利用者が、特設公衆電話の受益者にあたることを考えており、また、特設公衆電話の利用の態様が、災害時に無料化された街頭公衆電話と同等であることに着目すると、平時の街頭公衆電話の利用者が、特設公衆電話の受益者に当たると考えており、いずれにしても、当該利用者にサービスを提供している関係事業者様に費用負担して頂くことは適切であると考えます。

論点	事業者様のご意見	NTT東西の考え方
事業者間で負担する方法	<p>案1、案2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話のアクセス回線コストは、NTSコストであることから、案1および案2におけるACへの転嫁はなじまない(NTTコミュニケーションズ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・NTSコストであるアクセス回線コストを含む公衆電話発信機能が接続料原価をトラヒックで按分してAC設定されているのと同様(案1そのもの)、NTSコストを含む特設公衆電話のコストをトラヒックで按分することは、何ら否定されるものではないと考えます。
	<p>案2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・GCによる精算は既に精算実績があることから、精算システム等への影響は、案1の場合と同程度と考えます。
	<p>案3について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信番号数比での按分による負担」を採用する場合は、現行のユニバ制度の補填対象の拡大という方法なら、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」についての情報通信審議会答申(平成24年3月1日)においても「災害等緊急時のみに着目した公衆電話に関する措置が直ちにユニバーサルサービスの対象となるとは限らない」と整理されたように、「全国あまねく手頃な料金で最低限の通信手段が確保されるべき」という理念に照らし合わせて国民のコンセンサスを得るには相当の期間を要する。(KDDI) ・ユニバーサルサービスの対象ではないものに対し、ユニバーサルサービスの負担方法を適用すること自体に合理性は存在せず、「実績のある按分方式」というだけで安易に採用することには強い疑問を抱いている。(KDDI) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特設公衆電話をユニバーサルサービスの対象に位置づけることは、案3を採用するための必要条件ではないものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・「公衆電話ACによる負担」と比較して精算システムへの影響等が相対的に大きいと考えられることを踏まえ、議論すべき(NTTドコモ) ・現行ユニバと切り離して新たに電気通信番号比による精算スキームを構築するという方法なら、負担番号の考え方について現行ユニバ踏襲でよいのかどうかの整理に時間を要すること、及びその精算スキームの維持運営に相応の体制構築が必要(NTTドコモ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、案3を採用することで、関係事業者様の合意が得られるのであれば、現行のユニバの負担方法を参考に、具体的な運用方法等について検討し、関係事業者様と協議させて頂く考えです。 	

別紙6

費用負担方法 案3について賛否の状況

合同協議対象事業者名	ユニバーサルサービス制度における負担金の負担対象となっている事業者	ご回答				
		賛同	賛同多数であれば受入可	受入不可	無回答	受入不可の場合の対案等
株式会社ウィルコム	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
株式会社STNet	○		○			
株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	○	○				
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○	○				
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	○			○		案2が妥当
株式会社NTTぷらら	○	○				
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	○	○				
九州通信ネットワーク株式会社	○	○				
KDDI株式会社	○			○		案2が妥当
KVH株式会社	○				○	
株式会社ケイ・オプティコム	○		○			
イー・アクセス株式会社	○			○		案1で検討すべき
ソフトバンクテレコム株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
ソフトバンクBB株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
ソフトバンクモバイル株式会社	○			○		将来の自治体負担を念頭に置いた案ならば案3でも受入可
中部テレコミュニケーション株式会社	○		○			
東北インテリジェント通信株式会社	○		○			
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	○				○	
ベライゾンジャパン合同会社	○	○				H26.2撤退予定のため、対象外として欲しい
株式会社UCOM	○	○				
ブラステル株式会社			○			
Zip Telecom株式会社			○			
アイテック阪急阪神株式会社	○	○				
株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ	○	○				
沖縄セルラー電話株式会社	○			○		案2
株式会社テクノロジーネットワークス(JCOMグループ)	○	○				
フリービット株式会社	○				○	
東日本電信電話株式会社	○					
西日本電信電話株式会社	○					
合計	27社	10社	6社	8社	3社	

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添4参照

特設公衆電話のアクセス回線に係る費用の事業者間での負担方法の比較

	案1	案2	案3	案4 (案1と案3の折衷案)
課金単位	公衆電話トラヒック1秒当たり	加入者交換機経由トラヒック 1秒当たり	電気通信番号1番号当たり	公衆電話トラヒック1秒当たり 及び 電気通信番号1番号当たり
算定方式	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{公衆電話トラヒック総通信時間}}$	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{加入者交換機経由トラヒック総通信時間}}$	$\frac{\text{単金} = \text{原価}}{\text{総電気通信番号数}^{(*)}}$	$\frac{\text{単金1} = \text{原価} \times 0.5}{\text{公衆電話トラヒック総通信時間}}$ $\frac{\text{単金2} = \text{原価} \times 0.5}{\text{総電気通信番号数}^{(*)}}$

(※) 交付金及び負担金算定等規則第24条に規定する方法で算定した収益の額が10億円を超える事業者の総務大臣に指定された電気通信番号のうち、最終利用者に付与されている電気通信番号の合計

別紙8

費用負担方法 案4(案1、案3の折衷案)について賛否の状況

合同協議対象事業者名	案4(案1、案3の折衷案)に対する回答			
	賛同	賛同多数ならば受入可	受入不可	受入不可の理由等
NTTコミュニケーションズ株式会社	○			過渡的な当面の案としては賛同するが、本来は、案3とすべき
九州通信ネットワーク株式会社		○		
株式会社UCOM	○			
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	○			
株式会社NTTぷらら	○			案3が妥当と考えるが、当面の負担方法として案4に賛同
株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	○			原則、年に1回、特設公衆電話の設置台数の開示を条件に賛同
ベライゾンジャパン合同会社	○	○		電話事業撤退のため費用負担対象から外して欲しい
アイテック阪急阪神株式会社	○			
株式会社NTTPCコミュニケーションズ	○			案3が妥当と考えるが、当面の負担方法として案4に賛同
JCOMグループ		○		自社の本来の主張とは異なるが、関係事業者間の合意を図るために案4でも受入可
株式会社STNet		○		
中部テレコミュニケーション株式会社		○		
東北インテリジェント通信株式会社		○		
株式会社ケイ・オプティコム		○		
プラステル株式会社		○		
東京テレメッセージ		○		
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ		○		案1が最も妥当と考えるが、限られた時間で合意を図るために案4でも受入可
KDDI株式会社		○		案3は不適当と考えるが、関係事業者間の合意を図るために、案4でも受入可
沖縄セルラー電話株式会社		○		
イー・アクセス株式会社			○	案4は案1と案3の折衷案であるところ、案3は、電気通信番号数の指定数の有無や大小により費用負担が異なることとなり、電気通信事業者間で費用負担の公平性が担保できない
株式会社ウィルコム			○	案3を対象とする原価を2分の1としても、各社にて実施している災害対策について、本来の費用負担のあるべき姿の議論がなされていない中で、特設公衆電話についてのみ、相互接続と無関係に番号数比で他の電気通信事業者が費用負担を行うことは不適切であり、相互接続と無関係な番号数比のような費用負担の扱いについては、ユニバーサルサービス基金を含めた費用負担のあるべき姿の議論を尽くした上で、整理されるべき
ソフトバンクテレコム株式会社			○	
ソフトバンクBB株式会社			○	
ソフトバンクモバイル株式会社			○	
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社		○		
関西コムネット	○			
KVH株式会社		○		
フリービット株式会社				未回答
株式会社アイ・ピー・エス	○			
T-Systems ジャパン株式会社	○			
東日本電信電話株式会社				
西日本電信電話株式会社				
合計		11社	14社	5社

注:各事業者様のご報告内容は報告書別添5 参照